

2021年2月4日

コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク

共同代表 大橋 直人（管理職ユニオン・関西）  
笠井 弘子（きょうとユニオン）

【連絡先】北大阪ユニオン

TEL 06-6846-8302 / FAX 06-6846-8303

## 要 望 書

私たちは、「誰でも、一人でも入れる労働組合」として、労働者の生活と権利を守るために活動している滋賀・京都・大阪・奈良、2府2県・12のユニオンから成るゆるやかなネットワークです。

新型コロナ感染拡大が経済活動に深刻な打撃を与えており、労働者、とりわけ“非正規”労働者にしわ寄せが押し付けられています。収束／終息は未だ見通せず、影響はさらに長期に及ぶものと予想されています。

当ネットワークは、労働者の生活と権利を守るため必要な措置として、下記の通り要望します。

**1. 新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」）について、労働者側の申請に沿って速やかに給付すること。**

使用者が手続きに非協力的なため、支給申請から実際の給付までに長い時間を要するケースや、申請が却下されるケースが生じています。この制度の意義が損なわれる事態です。

本制度の対象とはならないことが明らかである場合を除き、原則として労働者本人による申請に沿って、速やかに給付決定するよう求めます。

**2. 雇用調整助成金について**

**① 10/10 助成対象となる場合があること等を、使用者に対して周知徹底すること。**

「休業補償は6割でよい」という、誤りではないものの不完全な情報が広く伝えられており、「6割払ってるのだからこれ以上払う必要はない」などと言い放つ使用者・経営者にしばしば遭遇します。

10/10 助成対象となる場合があるなど、助成率も上限額も引き上げられており、「休業手当6割」は単に「違法でない」「罰則の対象とはならない」だけであること、民法上労働者は満額請求できることを、使用者に対し周知徹底してください。

**② 実際の減収分を補填できる計算方法に改めること**

現状では、「日額平均給与を計算する時には暦日数で割り戻し、支払う時には実際に休業した日数だけ」といういびつな算定方法のため、実際に労働者が受け取る賃金は4割程度に激減してしまいます。

支給金額の算定方法は、下記いずれかの方法としてください。

- a) 日額を算出する際は、暦日数ではなく実際の就労日数で割り戻す
- b) 休業支援金・給付金と同様に「(各月の日数) - (就労した又は労働者の事情で休んだ日数)」を日額にかけ合わせる

**3. 本年2月末までとされている休業支援金・給付金、雇用調整助成金の対象期間を延長すること。**

以 上